

山崎康彦様

外務大臣 中曽根 弘文



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1970年に延長された「日米安保条約」はその後1年毎に更新され今日にいたっている。更新された事を証明する文書

2. 開示請求番号 2009-00140

3. 開示請求受付日 平成21年02月09日

- ※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。
- また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所

[備考]

1	行政文書の名称等： 1970年に延長された「日米安保条約」はその後1年毎に更新され今日にいたっている。更新された事を証明する文書
	決定区分： 不開示（不存在）
	決定に係る該当条項：
	決定理由： 当省は、本件開示請求にかかる行政文書を保有していないため、不開示（不存在）としました。

・ 外務省大臣官房総務課情報公開室
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話：03-5501-8068 F A X：03-5501-8067